

Koji Yamamoto (山本 宏治)

パートナー, ウィザーズ弁護士法人*

* *Withers Bengoshi Houjin is organised as a local partnership, under the Japanese Civil Code, whose partners are only Japanese qualified lawyers (bengoshi) and non-Japanese lawyers (attorneys-at-law admitted in California, Connecticut, Florida, Hawaii and New York) who are registered foreign lawyers in Japan (gaikokuho jimusho bengoshi). Koji Yamamoto is from Withers Bengoshi Houjin.



+81 3 3500 3754

+81 80 4127 2196

Koji.Yamamoto@withersworldwide.com

山本宏治は、東京オフィスのインベストメント・マネジメント・チームのパートナーです。

国際法律事務所では14年以上にわたり投資ファンド及び資産運用分野でクライアントに助言を行ってきました。ウィザーズ入所前は、AsianInvestor及びChambers Asia Pacificが日本のインベスト・マネジメント界のトップと評価するグループの一員でした。

資本調達から日本の取引所における取引及び日本の金融関連の登録申請まで、日本における幅広い業務に関しオフショアのファンドマネジャーや金融機関に助言を行った経験が豊富です。

Who's Who Legalによりプライベートファンド分野を代表する弁護士に選ばれました。

秘書 SHIORI ISHIGURO

+81 3 6810 2339

shiori.ishiguro@withersworldwide.com

経歴

日本での資金調達に関する法規制について、ヘッジファンドやPEファンドのマネジャーに数多くのアドバイスを提供。金融庁に対する各種届出や登録もサポート

日本の金融商品取引所における取引にかかる大量保有報告、空売り規制(日本版レギュレーションMを含む)、インサイダー規制、株主提案等の法規制についてファンド・マネジャーにアドバイスを提供

日本における金融商品取引業者(第一種及び第二種金融商品取引業者、投資運用業者及び投資助言業者)の登録についてクライアントをサポート

大手金融機関数社に対する、日本における高速取引行為者の登録についてのアドバイス

資格・登録

- ニューヨーク州弁護士
- 外国法事務弁護士(第二東京弁護士会)

著書・論文

「金融庁拠点開設サポートオフィスの再考察-今こそ金融機関にとって日本でのビジネス展開に絶好の機会である理由」- 2022年4月、(共著)

「日本で業務を行うファンドマネジャーに対する新しい特例制度の概要」- 2021年10月、(共著)

「日本におけるESG投資ファンドの組成」- 2021年7月、(共著)

「外国為替及び外国貿易法の改正の概要上場証券と事前通知」- 2020年5月 (共著)

「日本におけるファンド持分の私募に適用される規則と規制の概要」- 2019年7月4日 (共著)

講演・セミナー

「先への準備:アジアの主要な資産運用トレンド」- 2022年4月

「中華圏でのESG投資の考慮要素の高まりの中、投資家はどのように優位性を保つか」- 2022年2月

「日本に投資する投資ファンド及び不動産のESG上の問題」- 2021年10月

「海外からの日本の投資家へのマーケティング-外国証券会社の特例」- 2021年2月11日

「日本における資本調達規則・規制」- 2020年7月22日

「ソフトウェア&情報産業協会金融情報サービス協会「高速取引行為者に関する金融庁登録手続きの影響について」パネリスト」- 2018年9月13日

学歴

トロント大学法学部 (LL.B)
ウェスタンオンタリオ大学 (BA)
東京大学

言語

英語
日本語

日付

入社加入: 2018
パートナー: 2018